

(2) サプライチェーンマネジメント

①CSR調達ポリシーの策定

本資産運用会社は、本投資法人の資産運用業務に際し、「サステナビリティ方針」にて規定した環境・社会・ガバナンスへ配慮した資産運用のために、「CSR調達ポリシー」を策定し、サプライチェーンでの持続可能な調達を推進しています。

②調達等取引の相手方に対するモニタリングの実施

本資産運用会社は、「CSR調達ポリシー」に基づき、本投資法人が保有する不動産ポートフォリオの運用に関して役務等を提供する主要なサプライヤーであるPMの選定・評価に当たり、以下に掲げる事項への理解及び協力を要請し、それに対する相手方の協力意向を考慮するよう努めることとしています。

CSR調達ポリシーに基づく要請・確認事項

(1) 法令・諸規則及び社会規範を遵守し、企業倫理に基づいた取引を行う。

(2) 全ての人の基本的人権を尊重する。

- ①差別の禁止
- ②ハラスメント行為の禁止
- ③児童労働の禁止
- ④強制労働の禁止
- ⑤結社の自由に対する権利及び団体交渉権への尊重
- ⑥過度の労働時間の削減
- ⑦労働者の健康と安全の確保
- ⑧最低賃金を超える賃金の支払い

(3) 環境保全に配慮し、サステナブル調達の推進に努め、あわせて持続可能な社会の実現に向けて、環境負荷を削減することを目指し、下記内容に則った調達を行うよう努める。

- ①省エネ活動を行い、CO₂等の温室効果ガス排出量を削減していくこと。
- ②水の使用を可能な限り削減すること。
- ③生物多様性に配慮した事業を行うこと。
- ④環境汚染の防止を徹底すること。
- ⑤省資源に努め、廃棄物排出量を低減すること。

(4) 情報管理体制を構築し、情報を適切に管理すること。

(5) 公平・公正な取引を行うこと。

(6) 安心・安全で高い品質の維持に努めること。